

## 平成 27 年度 地域密着型金融の推進内容

平成 27 年度の地域密着型金融にかかる推進内容は以下のとおりです。

### (1) 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

- ①人口の減少、市場の縮小等が予想される中、中長期的な視野に立ち、創業・新規事業開拓の支援や成長段階における更なる飛躍が見込まれる企業への支援、経営改善が必要な企業への支援等、ライフステージ等に応じた取引先企業の課題解決に向けた支援に取り組めます。
- ②事業の内容や成長可能性を適切に評価し（事業性評価）、無担保・無保証ローンや第三者保証人不要の融資商品を取りそろえ、不動産担保・個人保証に過度に依存しない中小事業者向けの融資に取り組めます。
- ③顧客企業に対しコンサルティング機能を発揮するためには、各業種に関する専門的な知識の吸収や目利き能力の向上、ノウハウの蓄積等が必要であり、そのために人材育成や本部による営業店支援、外部専門家との連携を推進し、コンサルティング機能の向上に取り組めます。

### (2) 地域の面的な再生への積極的な参画

地域金融機関として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に深くかかわっていくため、地方公共団体との連携を強化し、地方創生に向けた体制を構築に取り組めます。また、地方公共団体や中小企業関係団体、業界機関等と連携しながら、広域的な地域全体の活性化に取り組むと同時に、顧客企業の成長や事業拡大を支援します。

具体的には、継続的に「山口県しんきん合同ビジネスフェア」を開催し、個別商談会、経営相談会への参加企業を募集し、取引先企業の新たなビジネスチャンスを創造します。

### (3) 地域や利用者に対する積極的な情報発信

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針や中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み等、地域密着型金融の推進に関する当金庫の取組み状況について、ホームページやディスクロージャー誌等に掲載し、わかりやすいかたちで地域や利用者の方々に積極的に情報を発信します。